

大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機 仮処分申立のこれまでの経過

- 2012 11月30日 大飯原発3・4号機運転差止請求事件福井地裁に提訴
- 2014 03月27日 福井地裁、第8回口頭弁論で結審
- 2014 05月21日 福井地裁 大飯原発3・4号機運転差止判決
- 2014 11月05日 名古屋高裁・金沢支部、第一回口頭弁論
- 2014 11月27日 大津地裁 大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機再稼働差止仮処分却下(差止認めず)
- 2014 12月05日 福井地裁 大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機運転差止仮処分申立(保全すべき権利、人格権の妨害予防請求権)申立人9名(内大飯原発仮処分裁判申立人4名)
- 2015 01月28日 福井地裁、第1回審尋(仮処分の審尋は非公開)
- 2015 03月11日 福井地裁、第2回審尋・大飯原発3・4号機は継続審議、高浜原発3・4号機については審尋終了
※関西電力 3.11、3裁判官の忌避申立、3/13棄却。3.20 名古屋高裁金沢支部に即時抗告、4/9棄却。Xデー決まる。
- 2015 04月14日 福井地裁 高浜原発3・4号機仮処分決定(原子炉を運転してはならない)
福井地裁仮処分決定(本訴の時の裁判長と同じ、樋口英明裁判長)
- 2015 04月17日 関西電力は保全異議申立、仮処分執行停止申立 保全処分をした福井地裁に裁判所に申し立てる。
- 2015 04月22日 鹿児島地裁 川内原発1・2号機差止仮処分決定(差止認めず)
- 2015 05月18日 仮処分執行停止申立の却下(裁判官は林潤・中村修輔・三宅由子)
- 2015 08月04日 (規制庁、関西電力高浜原発3号機、工事計画認可)
- 2015 05月20日 大飯原発の第3回審尋と高浜原発の第1回異議審(福井地裁)裁判の同時進行、裁判官が4人に、裁判長:林潤、裁判官:中村修輔・山口敦士(高浜のみ)・三宅由子(大飯のみ)
- 2015 09月03日 大飯原発の第4回審尋と高浜原発の第2回異議審(福井地裁)債務者(関電側)プレゼン中心
- 2015 10月08日 大飯原発の第5回審尋と高浜原発の第3回異議審(福井地裁)債権者(原告側)プレゼン中心
- 2015 10月15日 関西電力は11月再稼働を断念。
- 2015 11月13日 大飯原発の第6回審尋と高浜原発の第4回異議審 大飯原発審尋終了。高浜原発の異議審終了。(福井地裁)

判断を待っている間も高浜原発3・4号機は動かさません。

裁判所の判断を待っています。
いわゆるXデー。

皆様から頂いたコメントを一部ですがご紹介致します。

- ・いくつか再稼働の動きがあるなか、大飯・高浜の裁判は勝たねばならない思いで支援します。(岩倉市 Mさん)
- ・私たちの代表として裁判を闘っている皆さんに熱いエールを送ります。(豊中市 Kさん)
- ・「正義が勝ちますように」祈りを込めて支援致します。(福井市Hさん)
- ・頑張ってください。いい結果を信じています。(京都府 Nさん)
- ・司法が、未来の子ども達に恥ずべき判断を下さない願いを込めて(明石市 Mさん)
- ・原発が廃炉になります様に心から願っています。経済優先では、日本は滅びますから。(京都市 Hさん)
- ・応援しています。青春キップで参加しようと思います。(土浦市Iさん)
- ・平和とは、悲しみを共にすること。生きるとは、喜びをわけあうこと。ご活動に感謝申し上げます。(東広島市 Oさん)
- ・病氣療養中の為、気持ちだけカンパします。…(松戸市 Tさん)
- ・河合弘之監督「日本と原発」で再確認させていただいた原発の再稼働は許されない理論!大飯・高浜訴訟を先頭に原発稼働を止め、原発輸出を阻止するためよろしくお願ひ致します。ささやかですが支援致します。(調布市 Nさん)
- ・裁判支援。(西脇市 Mさん)
- ・小額ですがカンパです。(大阪市此花区 Kさん)…(多額でした)
- ・申立人の皆様と弁護団の皆様のおかげですばらしい決定がなされました。感謝申し上げます…(岐阜市 Kさん)
- ・関電行動頭41回有志参加者一同(関西電力神戸支店前での再稼働反対アクション)。
- ・「日本と原発神戸上映会の参加者からのカンパです。神戸 Tさん)
- ・司法にはほんの少しでも正義の可能性があったのは希望の光です。再稼働阻止しましょう。(東京港区Mさん)
- ・皆様の勇気と熱意を尊敬し励まされています。些少で申し訳ありませんが支援カンパを送り致します。(西宮市 Mさん)…多額でした。
- ・多くの皆様のお力でここまで来れました。感謝申し上げます。



大飯・高浜運転差止仮処分申立人事務局
ブログ<http://mousitatenin9.blogspot.jp/>
ホームページ<http://adieunpp.com/karisasitome.html>
〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒29-1-1
TEL0776-43-9995 FAX0776-43-9954
E-mail:dada-m@fol.hi-ho.ne.jp 携帯090-2037-9322(松田)

大飯高浜原発仮処分福井ニュース

大飯・高浜仮処分福井支援の会
2015.12 代表 今大地晴美
副代表 水戸喜世子

11月13日(金) 福井地裁・林潤裁判長は

「決定をしたい。そうはいつても、膨大な主張と証拠の量のために、決定にはそれなりの時間が掛かってしまうかも知れない。具体的な決定告知日については示さない。常識的な時期に結論を出したい。決定告知日の1週間ほど前に日時を御連絡したい。告知の方法は前回と同様に当庁において両当事者に決定正本を交付したいと考えている。」と発言。審理は終結しました。

高浜大飯仮処分12月13日審尋の報告

申立人 高橋秀典

今回の審尋は、裁判所が理解するための審尋を過去2回開催したことをふまえて、裁判所が決定の出し方を明らかにする審尋でした。結論的には「口頭説明も経て双方が充実した主張と疎明を行い、論点も整理できた。判断を裁判所に預けてほしい」というものでした。市民側としては、関西電力がこちらの質問に答えていない部分が多々あり、裁判所から書面で関西電力に回答を求めてほしいことを具体的に3点を挙げて主張しました。しかし裁判所としては「関電側が反論がないということも踏まえて判断する」と言って、上記の結論を変えませんでした。また、高浜原発と大飯原発で再稼働の準備状況が異なるため仮処分の必要性についても異なりますが、裁判所としては「迅速性が求められるので現段階で一つの判断をすべき」と高浜だけでなく大飯についても決定を出すとなりました。

福井地裁がどんな決定を出そうとしているのかわかりません。時期については「たくさん書面を読みこなす必要性に触れながら「常識的な時期に出す」ということですから、井戸弁護士の言葉を借りるなら「早

くても1月中旬」ということなのでしょう。

審尋に出てよくわかったことは、関西電力は、誠実に市民側の疑問に答える気がないということです。彼らのプレゼンは結論部分が「国の規制基準や国際基準に合致している」がほとんどでした。福島事故によって地震と津波に対応する基準の妥当性が問題になっているのに、関西電力は態度を変えていません。ある意味裁判所をなめています。仮処分で実際に原発が止まったあとだからこそ、裁判官にはもっと関西電力の襟を正してほしかったと率直に思います。

とはいえ市民側の弁護士さんたちは、すさまじい勢いで関西電力のいい加減さを書面や専門家の意見書で明らかにしました。素直に考えれば414樋口決定は維持されるはずですが。いみじくも林裁判長は「たくさん書類を一生懸命読んで悩んでいる」と吐露していました。今回の決定を全国いや全世界が注視していることを理解しているからでしょう。林裁判長には今一度、日本の司法が生きていることを示していただきたいです。みなさん、決定が出る1週間前には日にちがわかります。ぜひ決定の日には福井地裁に集まってください。原発をなくすたかひの新たなスタートをきりましょう。

